

## 令和3年度第1回習志野市障がい者地域共生協議会全体会 議事録

1. 開催日時 令和3年5月20日(木)午後1時30分～3時30分

2. 開催場所 習志野市庁舎3階 会議室 ABC

### 3. 出席者

【会長】 障害福祉サービス事業 あかね園 施設長 松尾 公平

【副会長】 八千代地域生活支援センター 施設長 福田 弘子

【委員】

中核地域生活支援センター まるっと 所長 菊地 謙

らいふあっぷ習志野 社会福祉士・精神保健福祉士 田中 達也

障がい福祉課 主幹 北田 順一

高齢者支援課 主幹 岡澤 早苗

習志野市社会福祉協議会 地域福祉課 生活支援係 係長 古田 修一

習志野障がい者ネットワーク 理事 喜田 敬子

鷺沼・鷺沼台地区 民生委員児童委員協議会 障がい者(児)部会 部会長 冨田 皓彦

あじさい療育支援センター 主査 中神 茂樹

花の実園 相談支援専門員 畠山 潤

健康支援課 副主査 江原 朋枝

総合教育センター 指導主事 瀬山 英樹(高橋 大悟指導主事代理出席)

千葉県立船橋夏見特別支援学校 教諭(進路指導主事) 樋口 祐己

千葉県千葉リハビリテーションセンター 福祉局長 景山 朋子

まめの木 管理者 森田 美恵子

特定非営利活動法人 じょいんと 事務局長 松井 秀明

千葉県立船橋特別支援学校 教諭 河村 淑子(Zoom 参加)

NPO 法人 希望の虹 理事長 豊嶋 美枝子

みんなのいいさん家 介護支援専門員/介護福祉士/幼稚園教諭 半田 智子

ぶろっさむ 管理者 武井 剛

千葉県立八千代特別支援学校 教諭/就労支援コーディネーター 森 一史

アシザワ・ファインテック(株) 人事総務課専任部長 吉田 茂

産業振興課 係長 千葉 義則

地域活動支援センター もくせい舎 センター長 内山 澄子

ゆいまーる習志野 グループホーム サービス管理責任者 星 真木子

習志野市立東部デイサービスセンター 介護福祉士 吉田 美由紀

#### 【事務局】

健康福祉部 部長 菅原 優

健康福祉部 次長 島本 博幸

健康福祉部障がい福祉課 課長 奥山 昭子

健康福祉部障がい福祉課 係長 吉野 広美

健康福祉部障がい福祉課 主査 酒井 久美子

健康福祉部障がい福祉課 主査 市角 絵里

健康福祉部障がい福祉課 主査 金坂 みのり

健康福祉部障がい福祉課 副主査 小森 俊

健康福祉部障がい福祉課 副主査 村井 智

健康福祉部障がい福祉課 副主査 伊藤 幹太郎

健康福祉部障がい福祉課 主任主事 伊藤 恵理

健康福祉部障がい福祉課 主任主事 柴垣 亜衣

健康福祉部障がい福祉課 主任主事 福田 大志

健康福祉部障がい福祉課 主任主事 鈴木 康司

#### 【傍聴者】

2人

#### 4. 議題

第1部 習志野市障がい者地域共生協議会

第1 会議録の作成

第2 会議録署名委員について

第3 協議

(1)令和3年度協議会活動(案)について

第4 報告

(1)各部会より会議報告及び協議について

(2)医療的ケア児アンケート結果の報告について

- (3) 相談支援委託事業の委託事業者の報告について
- (4) 基幹相談支援センターの委託事業者の開設について
- (5) 提言書の回答について

#### 第5 その他

### 第2部 差別解消支援地域協議会

#### 第1 協議

- (1) 差別の実態把握のためのアンケート調査結果の活用について(案)

#### 第2 報告

- (1) 事例報告について

#### 第3 その他

## 5. 会議資料

### 資料1 席次表

資料2 令和3年度習志野市障がい者地域共生協議会名簿(案)及び事務局名簿

資料3 習志野市障がい者地域共生協議会の体制(案)

資料4 令和3年度習志野市障がい者地域共生協議会 年間スケジュール(案)

資料5 各部会からの活動報告書

資料6 令和2年度千葉県医療的ケア児等地域支援体制構築事業報告書(医療的ケア児アンケート結果)

資料7 基幹相談支援センターの開設について

資料8 習志野市障がい者地域共生協議会 提言書(一部抜粋)

資料9 障がいのある人への差別の実態把握のためのアンケート結果の活用について(案)

資料10 障がい者差別相談事例

資料11 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

・第6期習志野市障がい者福祉計画第2期習志野市障がい児福祉計画(冊子、概要版)

・心が通うまちづくり条例啓発クリアファイル

## 6. 議事内容

開会前

(1) 配布資料の確認

(2) 協議会概要

【事務局】

当協議会の概要について、御説明させていただく。当協議会は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第89条の3に基づき、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び、支援の体制に関する協議を行うための会議として、設置されている協議会である。

なお、本市では、委員名簿をホームページで公開することとしている。公開する項目は、氏名、役職名等となっている。名簿公開に係る同意書の説明をさせていただく。所管課名、審議会等名称、委員氏名、委員氏名フリガナ、役職名は、公開される項目となる。職業(所属団体)等については、本人の同意を得て公開することとなっている。昨年度からの継続委員は、すでに同意書をいただいているので、新規委員については、同意書の提出が必要になる。本日の全体会終了後、事務局まで、提出いただくようお願いしたい。

(3) 委員・事務局紹介

【事務局】

今年度より新たに委員に就任された委員の紹介をさせていただく。

委嘱状交付をさせていただいた、5名の紹介をさせていただく。らいふあっぷ習志野 田中達也委員、千葉県立船橋夏見特別支援学校 樋口祐己委員、アシザワ・フラインテック株式会社 吉田 茂委員。

本日は、欠席となるが、二人紹介をさせていただく。千葉県立習志野特別支援学校 照屋久美子委員、岩橋直也委員である。

なお、委嘱状については、本来だと、市長よりお渡しするところだが、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、今年度の委員についても郵送とさせていただいている。時間の都合上、昨年度より引き続き就任をいただいている委員、今年度から委員となっている職員4名、事務局紹介に関しては、「習志野市障がい者地域共生協議会名簿」をもって紹介に代えさせていただく。なお、併せて、差別解消支援地域協議会の事務局も記載させていただいている。

(4) 部長挨拶

【事務局】

～開会にあたり、健康福祉部長より挨拶～

日頃より本市の障がい福祉施策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、昨年度の緊急事態宣言、今年度は、本市を含む千葉県下12市が、まん延防止等重点措置区域と指定されている。新型コロナウイルス感染症対策については、全庁を挙げて取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う本市独自の取り組みとして、市内に障害福祉サービス事業所を設置し事業を継続している法人に対して、昨年度10万円を支給する事業を実施した。また、マスク等が不足している事業所にマスクや手袋等の衛生用品の配布させていただいた。

今年度においては、市内に障害福祉サービス事業所を設置し、事業を継続している法人に対して、1法人あたりの事業所数が1つの場合は30万円、複数の場合は60万円を支給する事業を実施することとしたところである。

昨年度、本協議会で委員より大変貴重な御意見をいただいた、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画については、この3月に策定している。

また、この6月からは、従来より、本協議会において議論していただいていた、基幹相談支援センターが開設される。

今後も、委員の皆さまにおかれては、障がい福祉施策の推進に、引き続き、お力添えをお願い申し上げたい。

## 開会

### 第1部 習志野市障がい者地域共生協議会

#### 【松尾会長】

それでは、ただ今より、習志野市障がい者地域共生協議会及び差別解消支援地域協議会、令和3年度 第1回全体会を開会する。

本会議は、規定により会長及び委員の過半数の委員への出席が成立要件となっているが、本日の出席委員は27名である。よって、本会議は成立した。なお、Zoomによる出席は、河村委員となる。また、瀬山委員の代理として、総合教育センター高橋大悟指導主事が代理出席となっている。

本日の会議は、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により、原則公開となっている。ただし、内容により、公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度お諮りすることとするが、それでよろしいか。

～異議なし～

それではそのようにさせていただきます。

なお、本日の内容に非公開事項になると思われる案件はない。

また、傍聴者については、定員に達するまでの間は、随時、傍聴希望者の入室があるので、御承知おきいただきたい。

## 第1 会議録の作成

### 【松尾会長】

それでは、習志野市障がい者地域共生協議会の日程第1会議録の作成についてお諮りする。

会議録については要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開したいと考えるが、これに異議あるか。

～異議なし～

異議がないようなので、そのように取り扱うことに決定する。

## 第2 会議録署名委員について

### 【松尾会長】

続いて、日程第2会議録署名委員の指名についてお諮りする。議事録署名人については、2名とし、昨年度11月の全体会で、会議録署名人は運営会議委員が輪番制で務めることで、決定をしている。よって、本日の協議会の署名人は、畠山委員と北田委員を指名させていただきたいと思うが、異議あるか。

～異議なし～

異議なしで認める。よって会議録署名人に畠山委員と北田委員を指名させていただく。

## 第3 令和3年度協議会活動(案)について

### 【松尾会長】

続いて、日程第3協議「(1)令和3年度 協議会活動(案)」について事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

資料2をご覧ください。

今年度の習志野市障がい者地域共生協議会 名簿(案)である。部会ごと会長、副会長、部会長、副部会長に印がある。

次に、協議会の体制について説明させていただく。

昨年度からの委員には、昨年度の全体会で、説明しているが、新規委員もいることから、改めて説明させていただく。

まず、資料3をご覧ください。本協議会は、障がい者基本計画のめざすべき将来像「誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるみんなのまち習志野」の実現を目指し、3つの会議で構成されている。

1つ目は全体会、2つ目は運営会議、3つ目は専門部会となっている。

全体会より説明をさせていただく。全体会は、委員全員が出席され年3回又は2回開催し、協議会としての意思決定を行う。情報共有、意見交換などの協議を行う会議である。今年度の全体会は、資料3にあるが、年3回を予定している。

2つ目は運営会議である。協議会の会長、副会長とこれから申し上げる各専門部会の部会長が参加する。毎月開催される。協議会の全体会、専門部会の進行を把握し、協議会の方向性や具体的な推進方法について協議する、いわば協議会の「エンジン」となる会議である。今年度の運営会議は、資料4にあるが、毎月1回開催される予定となっている。

3つ目が専門部会である。全委員が5部会のいずれかの専門部会に所属し、専門性に基づく調査、研究、協議を行う会議である。今年度の日程については、各部会で決めていただくことになる。専門部会について説明をさせていただく。

1つ目は相談支援部会である。障がい者の相談支援体制のあり方に関する協議及び支援困難な事例を検討する支援会議を行う。

2つ目は地域生活支援部会である。昨年度から設置された部会で、障がい者の地域生活に関する調査、協議を行う。昨年度から重症心身障がい児者・医療的ケア児者について協議をさせていただいている。

3つ目は児童部会である。障がい児への支援体制充実のため、主に教育分野等の関係機関への働きかけと連携強化に関する協議及び活動を行う。

4つ目は就労支援部会である。広報紙「ならたく」の定期発行、障がい者優先調達推進法の促進など、障がい者の雇用促進に向けた協議及び活動を行う。

5つ目は社会資源開発・改善部会である。市内の社会資源の把握と、新たな資源の検討、協議を行う。

以上が各部会の説明である。

また、差別解消支援協議会については、令和元年度より、当協議会に「障害者差別解消法」に基づく、「差別解消支援地域協議会」としての役割が加わっている。障がいを理由とする差別についての現状を把握し、差別を解消するために必要な取り組

みを行う。開催については、習志野市障がい者地域共生協議会全体会の後半の一部の時間を充てる予定である。

また、人権に関することについては、部会としての設置は行わず、各部会及び全体の取り組みの中で意識して取り組むこととなっている。

体制については以上である。

次に、資料4をご覧いただきたい。年間スケジュールは、資料のとおりとなる。予定なので、変更等ある場合がある。また、以前、運営会議でお渡ししているが、6月以降の場所が変更となっているので、了承いただくようお願いしたい。

ここで、令和2年度の大まかな活動内容について、申し上げる。7月、第1回全体会を実施し、会長、副会長の選出を行い、差別解消アンケートの実施、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の協議について、説明をさせていただいた。11月、第2回全体会では、地域生活支援拠点についての説明をさせていただいた。新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が再度行われたことにより、1月、2月、3月の部会は、緊急的なものを除いて中止し、2月の全体会は中止となった。

部会については、相談支援部会のワーキンググループから地域生活支援部会として独立し、権利擁護部会については、全部会で行うこととし、部会としては行わない方向となった。

次に、運営会議については、3月の運営会議にて、差別解消アンケートの冊子、概要版の作成を報告させていただいた。

また、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の完成について報告をさせていただいた。本日、計画の冊子を配布させていただいている。

医療的ケア児のアンケートの実施、協議の場の開催を行った。

Zoom などによる遠隔での会議について、設置要綱を改正し、3月の運営会議にて実際に Zoom を活用して実施をし、相談支援委託事業の委託事業者の報告、基幹相談支援センターの事業者決定の報告をさせていただいている。相談支援委託事業、基幹相談支援センター委託事業者の報告については、この後の日程第4報告(4)、(5)でも報告をさせていただく。

以上が資料2、資料3、資料4の説明になる。

【松尾会長】

事務局からの説明について、質問や意見はあるか。

～なし～

よろしければ、資料2 令和3年度習志野市障がい者地域共生協議会 名簿(案)、

資料3 習志野市障がい者地域共生協議会の体制(案)、資料4 令和3年度の習志野市障害者地域共生協議会 年間スケジュール(案)の3つ「案」の字を消していただき、決定とさせていただきたい。

#### 第4 報告

(1)各部会より会議報告及び協議について

##### 【松尾会長】

続いて、第4報告(1)各部会より会議報告及び協議について報告をお願いします。  
相談支援部会よりお願いしたい。

##### 【福田副会長】

相談支援部会は前年度新型コロナウイルス感染症の影響で活動が思うようにいかないところがあったが、報告書にもあるように、念願であった基幹相談支援センターが今年度開設する。今後、基幹相談支援センターと委託の相談支援センターとの関わり、連携等について協議する場を設けたい。

前年度は支援会議が実施できていない。困難事例シートをもう一度見直し、広報、周知していく必要がある。計画相談事業所は、相談件数が多くなり、疲弊状態にあるので、基幹相談支援センターとの連携を検討したい。

困難事例等の協議の場については、リモート会議を視野に入れ、皆様と話し合う機会を今年度設けていきたい。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の取り組みに関しては、県内委託事業所八千代地域生活支援センターとも連携をしながら、習志野市の地域の連携をさらに考えていきたい。

広報、啓発については、様々な関係部署と情報交換をしながら、障がいの特性等の周知ができるとよいと考えている。

##### 【松尾会長】

相談支援部会への意見や質問があるか。

～他なし～

続いて、児童部会から報告をお願いします。

##### 【松井委員】

昨年度児童部会は5回開催した。その中で4点について、活動目標を設定し、協議を行った。

一点目として、総合教育センターの深作氏に不登校・引きこもりについて、話を伺っ

た。教育分野における現況の取り組みや、今後の課題解決に向けての情報提供を受けたことに伴って、今年度解決に向けて検討していく予定である。

二点目として、朝の送迎支援について検討を行った。放課後デイサービス事業所が増え、放課後子どもたちの行く場所は増えたが、朝の送迎について、保護者の体調不良時や働いている保護者の都合によって、こどもをバス停や学校まで送迎できないという課題がある。その課題解決に向けて検討を行い、『移動支援に対応できる事業所が少なく困っています』というチラシを部会で作成し、放課後等デイサービス事業所に協力を求める予定である。昨年度配布する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け配布できなかったため、今年度配布する予定である。また、ファミリー・サポートセンターの提供会員への説明会時に、障がいについての理解を特別支援学校の先生から話してもらおう予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が見送られた。

三点目に放課後等デイサービス事業所の交流、課題について、吸い上げる予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で昨年度は実施できていない。今年度行う予定で計画している。

四点目のライフサポートファイルの啓発、活用状況の調査について、昨年12月の「なるほど習志野」に森田委員が出演し、ライフサポートファイルの活用状況について説明した。

今年度の目標については、1つ目に朝の学校送迎に対応できる社会資源の開発、チラシを配布すること。2つ目に不登校、引きこもりに関する検討を行うこと。3つ目に、放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所の情報交換の場の確保、課題の吸い上げ等を行うこと。4つ目に、児童特に未就学児について、セルフプランの方が増加しているということで、保護者を孤立させないための取り組みについて何かできることはないか検討していく。5つ目に、ライフサポートファイルの啓発を行っていきたい。

#### 【松尾会長】

児童部会に対して、意見や質問があればお願いしたい。

～なし～

続いて、地域生活支援部会よりお願いする。

#### 【畠山委員】

地域生活支援部会の昨年度の活動内容は、5項目である。

1つ目として、重症心身障がい児者・医療的ケア児者の実態調査を行い、現状を把

握し、支援体制について検討を行った。千葉リハビリテーションセンター協力のもと、千葉県から医療的ケア児等地域支援体制構築支援事業の対象市に選ばれ、アンケートを実施している。昨年度アンケートを回収し、平成30年度調査より回収率が上がった。今回の調査結果をどのようにフィードバックしていくかが検討課題であると考えている。

2つ目として、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を開催した。危機管理課、健康福祉政策課より、重症心身障がい児者・医療的ケア児者及び福祉避難所について話を伺った。また、医療従事者との協議の場については、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったので、今年度以降また検討したい。

3つ目として、重症心身障がい児者・医療的ケア児者の日常生活用具の検討を行った。習志野市が近隣市に行った調査で、近隣市の日常生活用具について調べ、その結果を含めて検討している。実際に今年度4、5月の部会でも検討した。

4つ目として、重症心身障がい児者・医療的ケア児者の障害福祉サービスの利用や卒業後の日中活動の場についての検討を行った。しかし、検討はしたが、社会資源も少なくあまり進んでいない。今年度検討を進めると共に、重症心身障がい児者・医療的ケア児者の障害福祉サービスの利用や卒業後の日中活動の場について、様々な委員の協力、他部会の委員の協力をもらいながら検討していきたいと考えている。

5つ目として、第6期習志野市障がい福祉計画、第2期習志野市障がい児福祉計画の策定にあたり意見の提出を行った。

今年度の活動目標としては、今まで5つの項目の検討を行っているが、その検討を引き続き行っていく。日常生活用具に関しては、4月から6月で形にし、残りの4項目は引き続き検討していく。生活介護に関しては、事業所が少なく、利用者が飽和してしまう状況が懸念されるため、検討も進めていきたいと思っている。

**【松尾会長】**

地域生活支援部会について、何か意見や質問あるか。

～なし～

次に、就労支援部会より報告をお願いします。

**【武井委員】**

昨年度は日本全体がコロナ禍に見舞われた一年だったこともあり、通常の年であれば、年12回部会を開催しているところ、昨年度は約半分の7回開催となった。11月の部会の前の時間を使い、習志野市内の就労系障害福祉サービス事業所の意見交

換会を開催した。年度の最初と最後の3か月がほとんど活動できない状況であった。大きく分けると4つの活動を行った。

1つ目として、地域・社会に向けた広報啓発で、広報誌「ならたく」の定期発行を行っている。しかし、以前までは4月、8月、12月の年3回発行していたが、昨年度は編集に割ける時間等が減ってしまったこともあり、4月と12月の2回の発行となった。「ならたく」は約8,000部発行しており、そのうち2,000部を商工会議所の広報誌「商工習志野」とあわせて、地域の企業に配布している。残り6,000部強を主に市の広報、町内会の回覧版等を通じて、一般の市民の方に配布していたが、新型コロナウイルス感染症の予防という観点から、昨年度は配布していない。昨年の4月号と12月号の在庫が約6,000部あり、この部数でこのまま発行していくと、今後も在庫が残ってしまうため、先程事務局から案内のあった「ならたくの受け取り可能部数について」というアンケートに、今ある在庫やこれから発行する「ならたく」を、自身の所属先で受け取り、関係者に配布してもらえるようであれば、このアンケートに協力いただくよう、お願いしたい。

2つ目の協議として、雇用の現場における就労支援について話し合いを行った。昨年度部会の委員を「雇用の現場」について話し合うメンバーと、その他「福祉／訓練の現場」について話し合うメンバーに、試験的に2チームに分け、時々チーム毎に協議を別々に行い、その後シェアする形をとって実施している。その結果、「雇用の現場」に関する協議が活性化した。部会委員でもあるアシザワ・ファインテック(株)で初めて障がい者雇用に取り組む動きが起きた。また、就労支援部会として、地域の障がい者雇用率未達成企業向けのセミナーを開催してはどうかという意見が出るようになった。

3つ目として、その他の現場における就労支援について、就労系障害福祉サービス事業所の意見交換会の開催や市から障がい者就労支援施設等への優先調達の推進をサポートした。市職員向け各部署向けの優先調達推進チラシの作成を部会としてもサポートした。意見交換会は、コロナ禍ということもあり、参加人数を絞ったが、ほとんどの事業所で1名職員が参加された。意見交換会では、コロナ禍における各事業所の現況や課題、今後の対応等について活発な意見が交わされ、参加者全員から「満足」の回答を得ることができた。

最後4つ目が、市障がい福祉計画の検証、意見出しで、習志野市障がい福祉計画の案をもらい、就労支援に関する部分について、意見を出し合い、修正等を市担当者へ伝えた。福祉施設、特に就労継続支援事業所(A型・B型)から就労に向けた動き

がもう少しあってもよいのではないかという課題も見え、今後の協議につなげていけたらよいと思っている。

今年度の部会活動について、基本的には昨年度行ったテーマに沿って継続して行っていきたいと思っている。

【松尾会長】

就労支援部会に対して、意見や質問があればお願いしたい。

～なし～

「ならたく」の配布先については、ぜひとも委員の知り合いや関連の方でも広めていただければと思う。この地域共生協議会の「共生」ということについては、地域の中での障がい知られていない、見ることのできない不安をいかに解消していくかということが一番大事なことだと思う。広報啓発という意味でもいろいろな方に知っていただく機会は大事だと思うので、ぜひとも協力をよろしくお願いしたい。

最後に、社会資源開発・改善部会より報告お願いしたい。

【内山委員】

社会資源開発・改善部会は、地域の中での足りない社会資源や、もっとうまく活用できる社会資源や、フォーマルなサービスだけではなく、何か地域の方と繋がりがながら、障がいをもつ方々が住みやすいまちになったらよいという視点で、委員の意見や部会委員のフィールドワークの中で課題が見つかったら、そのことをテーマにした活動をしている部会である。

部会委員に現場の職員が多いこともあり、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言中は部会を開催できなかったため、昨年度の部会は5回の開催であった。目標としていたところまで到達できなかった。

令和2年度の活動は5回で、部会以外にも精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の研修会にも参加した。

1つ目は、交通安全推進隊の普及(啓発活動)についてである。5、6年前に特別支援学校の児童の保護者から、バス停近辺に、一時停車のトラック等の車両があることで、特別支援学校の保護者から、雨の日など、バス停付近に車が止められず困っているとの相談を受けたことがきっかけで、バス停近辺の一時停止の車両をバスに乗り込む時間だけでも他の場所に停車してもらえないか、というところから始まった。特別支援学校のこどもの交通安全推進隊を作成し、県に登録をした。交通安全推進隊の設立当初は、一時停車の車両対策の問題解決型のものであったが、地域のボランティアの方が挨拶をして、見守りをしてくれることで、特別支援学校のこどもがいること

が地域にもわかり、地域にもよいコミュニティになり、問題解決型から啓発型のものへ変わった。

昨年度新しく追加されたバス停の奏の杜の特別支援学校バス停付近は朝交通量が多く、マラソンや犬の散歩の人、通勤の人が行き交うため、ボランティアの方に立ってもらいと助かるという依頼をいただき、ボランティアを探すという活動をした。この件で、社会福祉課鶴岡主幹と日本赤十字奉仕団谷津支部に依頼に行き、6名の方に登録していただいた。赤十字奉仕団とは別の方が活動してくださっている。日赤奉仕団のみなさんには奏の杜バス停ではなく、またどこかの特別支援学校のどこかでこの地区に立ってほしいという依頼があればもしかするとマッチングできるかもしれない。毎日活動しているわけではないが登録いただくことができた。また、その他に新規で奏の杜に1名男性の方がボランティアで登録していただいた。交通安全推進隊は、現在部会事務局が中心に県やボランティアの方に連絡を取り、活動を続けている。

2つ目、昨年度の大きな目標であった、障害者総合支援法の中の地域生活支援事業にある居住サポート事業の研究してきた。障がいを持つ方が不動産を借りようとするとき、実際に断られることが多くて、探すことがとても大変だという事例がよくある。精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業という中でも居住確保についてのテーマがあるということで、八千代地域生活支援センターの恩田さんにオブザーバーとして参加していただきながら、勉強しているところである。千葉県あんしん賃貸支援事業、国土交通省管轄の居住支援法人と居住支援協議会、また社会福祉協議会のリバースモゲージや市営住宅及び県営住宅、もしくはURの障がい者に対する配慮の取り組み等について情報収集を行った。その他に障がいを持つ人の居住ではグループホームが大きな役割を果たしているので、千葉県障害者グループホーム等支援ワーカーの石塚氏に話を伺った。その他に「あんど」の居住支援法人の活動についての勉強会に参加した。

3つ目、大久保ふくしまつりへの参加は昨年度新型コロナウイルス感染のまん延により中止となったが、また開催されるのであれば、啓発事業としてこの部会で取り組みたいと考えている。

今年度の活動は、居住サポート事業のさらなる勉強、また新たに、昨年度から部会委員になった東部デイサービス事業所の吉田委員より障がい者の入浴難民が多いとの話があり、この状況を解決するために、どのような方法があるか取り組んでいきたい。その他に交通安全推進隊の普及、福祉ゾーンの建て直しで、必要な社会資源を入れ込んでもらうように計画や進捗状況等のモニタリング、ならともからの意見出しに

についても、運営会議に図りながら進めていきたい。京成大久保駅で障がい者がホームから転落し、電車と接触し、重症を負うという事故があったことから取り組んでいた乗降数の多い京成大久保駅の安全確保に対する取り組みについては引き続きモニタリングをしていきたい。大久保ふくしまつりの参加も新型コロナウイルス感染症が明けたら参加したい。地域生活支援部会が取り組んでいる重症心身障がい者の社会資源開発についての検討にも参加する予定である。

【松尾会長】

社会資源開発・改善部会に対して、意見や質問があればお願いしたい。

～なし～

(2)医療的ケア児アンケート結果の報告について

【松尾会長】

それでは、日程第4 報告(2)医療的ケア児アンケート調査結果の報告について、千葉県千葉リハビリテーションセンター景山委員より願います。

【景山委員】

千葉県から千葉県千葉リハビリテーションセンターに委託された千葉県医療的ケア児等地域支援体制構築支援事業について、本事業の支援を快く希望した習志野市を対象とさせていただいた。平成30年度に県の実態調査として、実名による調査票で「重症心身障害児者および医療的ケア児者の実態調査」を実施したが、十分な活用が図られず、次の一手として、本事業を実施した。市町村が実施主体にならないと重症心身障害児者および医療的ケア児者の支援が進まないだろうということもあり、モデル事業として、習志野市、香取広域、成田市の3か所を対象とし、市町村における医療的ケア児等の協議の場の活性化、支援体制の構築を目的に本事業を実施した。市町村職員研修も本事業の内容となっている。

報告書3ページでは習志野市の紹介もさせていただいている。習志野市障がい者地域共生協議会についても記載している。習志野市が把握している市の重症心身障害児者は手帳保持者の情報でみると46名。平成30年度の実態調査での回答者は20名で、分析したところ、精神障がいの回答者は3名と少なく、きちんと実態調査をしようということで、地域生活支援部会で実態調査を行うことになった。手帳所持者の46名その他、医療的ケア児を加え、52名の仮名簿を作成し、調査の対象とし、実態調査を実施した。平成30年度は、回答者が20名だったところ、今回は倍の40名から回答を得ることができた。精神障がい者については、15名の回答があった。実名で

あるので、今後も継続して100%に近い名簿が作成できるようにしていきたい。「令和2年度 重症心身障害児者・医療的ケア児者調査カード」の(5)以降の災害時についての調査は、平成30年度の調査では入れることができなかった項目である。習志野市には重症心身障害児者・医療的ケア児者を専門機関として診ることができる医療機関がないということが大きな課題である。市内の医療機関も風邪等で主治医ではないが診てもらっている医療機関も実名で出てきた。ほとんどの方のかかりつけ医が市外の千葉市、八千代市、東京都であるという状況が見えている。災害時に市内で診てもらえる医療機関を増やすことが課題であり、市内医療機関にアンケートを実施したところ、重症心身障害児者・医療的ケア児者の診察について、「診察している」や「診察はしていないが希望があれば診察する」という回答があった。残念ながら、総合病院で「診察していない」や「診察は難しい」という回答があり、今後、診察してもらえようをお願いしていきたい。

また、大規模災害時に必要な配慮について、多くの意見をいただいた。福祉避難所についての意見が多かった。不安や遠慮により避難を控える傾向が多く見られる。福祉避難所へのダイレクト避難と、安心できる環境整備や備蓄を検討等が検討課題として挙げられる。回答者からは実名、実住所を記載してもらっているので、市内の地図に落とし込んだ。災害時72時間は、地図上で丸く困った中で過ごせるように、医療を含めた支援体制が必要と考える。福祉サービスの利用状況についての自由記載で、市内で重症心身障害児者・医療的ケア児者が利用できる施設がないという意見が多かった。

このアンケート結果から、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場のテーマ3つが課題として、浮き彫りになった。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で災害時の支援体制についての協議の場のみ、実施できた。危機管理課及び健康福祉政策課より習志野市の現状について話を伺った。実態調査を実施し、40名の状況把握もできているので、その情報を基に、避難計画として「ならとも避難ぷらん(案)」として、もう一歩進めることを提案し、また協力をお願いをしたい。また、大きな課題ではあるが、福祉避難所にダイレクト避難できる仕組みをきちんと整えていく必要があると強く思っている。少なくとも三か所ほど避難する場所を決めておき、福祉避難所側にもその方の名簿を渡しておき、その方に対応できる備蓄や電源の確保をお願いしたい。家族も避難先について想定できて、安全に家族が過ごすことができるような仕組みがあるとよいと思っている。実態調査から個別支援計画に繋げるような取り組みをしていきませんか、という提案である。部会の中でも、いろいろ話したが、こ

れを実施していこうとすると、障がい福祉課だけではとても難しく、健康福祉政策課や危機管理課や福祉避難所は介護保険施設もあるので介護保険課、健康支援課など行政の横断連携をしないと実現し得ない。例えば協議会で、みんなで広げていこうという提言として進めていかないと、なかなか進められないと実感している。重症心身障害児者・医療的ケア児者を突破口に他の障がいの方々や高齢者も含めて、このような仕組みが市として実施できたら素晴らしいと思っている。

具体例として、報告書55ページにダイレクト避難を可能としている自治体として、新潟県上越市の記載がある。

習志野市の避難所の協定だと、施設の職員がすべて見ることになっているが、そうではなく、重症心身障害児者・医療的ケア児者の家族は場所と備蓄を提供してもらえたら、看護師以上の支援をすることができ、避難所としての役割は十分果たせるので、避難所のハードルを下げて、たくさんの避難所に手を挙げていただいて、車いすを押していったら身近に逃げられるような仕組みを作っていただきたい。この春、『ダイレクト避難を推奨しましょう』という動きや、県の協議会の中でも、習志野市の回答者数が倍になったことや、災害の所管課も入って取り組み始めたことが素晴らしいと高く評価されており、県全体に習志野市を手本に取り組みを広げていこうという話もあるので、相談支援事業所等ぜひ一緒に考えていただければありがたい。

【松尾会長】

医療的ケア児アンケート調査結果の報告について意見や質問等あるか。

【内山委員】

重症心身障害児者・医療的ケア児者の支援については、何年か社会資源開発・改善部会で行っており、全く専門性がないので、新たに専門職の方や健康支援課職員に入っていた中で、新たな部会が立ち上がり、県から協力も得ながら、このようなアンケートができ大変有意義だと思う。

心配しているのは、今回40名の方が実名でわかったが、この方々はおそらく1年毎に状況が変わりながら、1年毎の避難計画が必要になるかと思う。協議会として市に提言を出すことと並行しながら、この40名を継続して追うことについて、誰が担っていくか。この部会で担うか、もしくは、相談支援事業所に追ってもらいながら情報を取得してもらおうのか、要するに1回だけのアンケートだけで調査しただけで終わったということでないようにしてもらわないと、協力いただいた方々の期待が外れることになってしまうことが心配である。全国で2番目になる直避難ができるようなことがうまくいくといいと思うので、部会としてどのように応援していったらよいか具体的に検討していくと

よいと考える。

【松尾会長】

重症心身障害児者・医療的ケア児者の問題はこの協議会の重点項目として部会を新たに立ち上げてしっかり取り組んでいくことになっている。ぜひ、このアンケートに目を通していただき、関心持っていただけたらと思う。引き続き、景山委員にはよろしくお願ひしたい。

(3) 相談支援委託事業の委託事業者の報告について

【松尾会長】

相談支援委託事業の委託事業者の報告について 事務局よりお願ひする。

【事務局】

相談支援委託事業の委託事業者の報告について報告をさせていただきます。

令和2年度の評価委員会の報告の結果、基準を満たしているとの評価となった。令和3年度の事業者の結果報告をさせていただきます。引き続き、事務局として障がい福祉課の職員及び習志野市障がい者相談支援委託の相談支援事業(身体障がい・知的障がい)の委託法人として、社会福祉法人豊立会の習志野玲光苑、相談支援事業(精神障がい)の委託法人として、「社会福祉法人のうえい舎の旅人の木」に決定となった。

委託の仕様に、習志野市障がい者地域共生協議会への出席及びこれに係る事務補助業務となっている。これまでと同様に相談支援部会に参加していただくことになる。

【松尾会長】

相談支援委託事業の委託事業者の報告について、質問あるか。

～なし～

日程第4報告 (4) 基幹相談支援センターの委託事業者の報告について

【松尾会長】

日程第4報告 (4) 基幹相談支援センターの委託事業者の報告について事務局よりお願ひする。

【事務局】

基幹相談支援センターの開設についての報告であるが、資料7をご覧ください。

令和3年3月にプロポーザルを実施し、社会福祉法人豊立会に決定となった。6月に契約締結する予定で進めている。基幹相談支援センターは、委託相談支援事業所などと連携し、困難事例などの支援の中心的な役割を担う機関となる。

業務内容としては、大きく3つである。

1つ目として総合的な支援の実施、2つ目として地域の体制づくり、3つ目として会議等への出席等となっている。

1つ目の総合的な支援の実施であるが、複合的な課題を抱える障がい者等に対し、関係機関との連携を図り、支援の中心的な役割を担っていただく支援。

2つ目の地域の体制づくりであるが、障がい者支援に携わる相談機関からの相談に応じるなど相談支援実務に関する専門的な指導及び助言。

3つ目の会議等への出席は、障がい者地域共生協議会の相談支援部会に参加していただく予定である。委託の仕様書では、「習志野市障がい者地域共生協議会への出席及びこれに係る事務補助業務及び報告資料の作成を含む、業務内容の報告」となっている。

困難事例に関して、相談支援機関等と連携を図り、支援の中心となることから、直接市民からの相談は、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所が受け、相談支援事業所と連携を図っていく。協議会とは、協力、市障がい福祉課とも連携を図る。

簡単ではあるが、以上が基幹相談支援センターの開設後の内容となる。

【松尾会長】

事務局からの説明について、質問や意見はあるか。

【福田副会長】

基幹相談支援センターが相談支援部会に出席との話があったが、部会だけではなく、運営会議の出席についてはどのように考えているか。

【事務局】

令和3年度につきましては、相談支援部会、全体会の出席をお願いする予定である。運営会議では、「委員として」、とお伝えしたが、令和3年度、令和4年度は、オブザーバーとして出席していただくことで訂正させていただく。

【松尾会長】

基幹相談支援センターは、習志野市の困難事例等が集中的に集まる立場にもなるので、今後この協議会の参加、立ち位置については、引き続き検討いただき、ぜひ委員に近い立場で参加できるよう検討いただければと思う。

事務局からの説明について、他に質問や意見はあるか。

～他なし～

#### 第4報告 (5) 提言書の回答について

##### 【松尾会長】

第4報告 (5) 提言書の回答について事務局より願います。

##### 【事務局】

令和2年3月に習志野市障がい者地域共生協議会提言書をいただっており、令和3年3月の運営会議にて、報告させていただいた内容を報告させていただきます。

提言は、Ⅰ. 整備に向けた提言で5つ、Ⅱ. 強化推進への提言で5ついただいている。提言内容については、資料8をご覧ください。概要を記載させていただいている。回答のみさせていただきます。

##### Ⅰ. 整備に向けた提言

##### ①【市内における相談支援体制の整備】に対する回答

多問題世帯の課題整理などに対応するために複雑、高度化する障がい者、障がい児支援及びその家族への支援対応として、困難事例対応や緊急時の受け入れ対応、さらに各相談支援事業所等の職員の資質向上を図るため、令和3年度に基幹相談支援センターを開設する。基幹相談支援センターについては、先ほど基幹相談支援センターの委託事業者の報告についてのとおりとなる。

##### ②【重症心身障がい及び医療的ケア児者の受け入れ先の整備】に対する回答

令和2年度に地域共生協議会に新たに地域生活支援部会を設置し、また千葉県の医療的ケア児等地域支援体制構築支援事業の対象市となったことから、重症心身障がい児者・医療的ケア児者実態調査を行った。実態調査の結果をもとに、課題解決に向け、地域や医療分野等との連携を目的に、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を開催する予定である。今回の実態調査や協議の場を通して、地域全体で重症心身障がい児者・医療的ケア児者を支援できる体制を整えていく計画となっている。

##### ③【緊急時に利用できる短期入所の整備】に対する回答

緊急一時的な宿泊を伴う日中一時支援への取り組みについては、引き続き既存事業所に実施要請を行うとともに事業所の誘致に取り組む。

##### ④【身近な地域におけるバリアフリーの整備】に対する回答

ユニバーサルトイレの設置状況などについて市の施設の調査をした。

調査を行った施設は、15施設。

①市庁舎、②土木詰所、③庁舎分室、(④谷津コミュニティセンター、⑤東習志野コミュニティセンター、⑥市民プラザ大久保、⑦実籾コミュニティホール、⑧プラッツ習志野北館(中央公民館、中央図書館、)、⑨プラッツ習志野南館(中央公民館、体育館)、⑩プラッツ習志野駐車場、⑪菊田公民館、⑫実花公民館、⑬袖ヶ浦公民館、⑭谷津公民館、⑮新習志野公民館・図書館になる。

調査事項は4項目である。

- ① ユニバーサルトイレ又は障がい者用トイレの有無について
- ② 障がい者用おむつ取り換え用シートを設置している施設
- ③ オストメイト用トイレ
- ④ その他設置している設備について

調査結果は、

- ① ユニバーサルトイレ又は障がい者用トイレの有無について

市民の方が利用する施設では、菊田公民館以外は、各施設、最低1カ所は設置されていた。

- ② 障がい者用おむつ取り換え用シートを設置している施設はなし。

- ③ オストメイト用トイレ 8施設。

『(参考)①市庁舎、②市民プラザ大久保、③実籾コミュニティホール、④プラッツ習志野北館(中央公民館、中央図書館)、⑤プラッツ習志野南館(中央公民館、体育館)、⑥プラッツ習志野駐車場、⑦実花公民館、⑧谷津公民館)』

- ④ その他

子ども用おむつ交換台10施設となっていた。

今後も障がい者に配慮した身近なバリアフリーについての検討をしまいる。

#### ⑤【将来を見据えた総合福祉センターのあり方】に対する回答

総合福祉センターは、1期棟(あじさい療育支援センター)、2期棟(さくらの家・いずみの家)、3期棟(花の実園)で構成され、いずれの施設も築後40年以上を経過し老朽化が進んでいる。こうしたことから、平成28年3月に「総合福祉センター再整備事業基本構想」を策定し、再整備事業を進めようと考えている。

花の実園については、福祉サービスの質の向上等を図る観点から、現在、指定管理者制度を導入した施設運営をしているところであり、引き続き民間による運営を基本に考えつつ、新たな施設建設には民間活力を導入することとしている。

提言の内容については、今後、施設建設・運営方針等の作成段階において、検討

させていただく。

## Ⅱ. 強化推進への提言

### ①【医療的ケア児・者の非常災害時等における対応の強化】に対する回答

今年度重症心身障がい児者・医療的ケア児者の実態調査を行い、非常災害時等の際の特別な配慮や不安なこと、支援して欲しいことを把握することが出来た。今後は医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場や部会の中で、千葉リハビリテーションセンターの分析結果に基づき、必要な支体制構築の為に検討を進めていく。

また、日常生活用具については、近隣他市の状況を調査しており、その調査結果を基に検討を進めていく予定となっている。

### ②【「我が事意識」をもった障害者就労施設等からの物品等の調達】に対する回答

次年度、令和2年度予算の検討の時期に調整会議等の会議が開催されていなかったため、会議での周知は実施できなかったが、代わりに、チラシを一新し、庁内全体への文書の発出と職員用掲示板への掲載、職員用通用口へのチラシの掲出を行い、周知を図った。

### ③【労働部局発信による障がい者の就労を後押しする習志野市独自の施策の創出】に対する回答

就労の促進については、障がい者のある方に特化した支援を行っていないが、ハローワークやジョブサポートセンターといった支援機関に加え、習志野商工会議所や事業者団体などと連携・協力し、企業説明会や交流会、就職面接会などを開催するにより、引き続き、雇用機会の創出・拡大に取り組んでまいる。

### ④【習志野市成年後見センターにおける障がい部門と高齢部門との連携強化】に対する回答

現在の状況について、障がい者の相談について、高齢者支援課と連絡を密にし、対応をしている。

また、習志野市成年後見センターと情報共有も図っているところである。高齢者に関する相談が多い状況であるが、今後とも、高齢者支援課、習志野市成年後見センターとの連携を継続してまいる。

### ⑤【移動支援事業への積極的な参入】に対する回答

放課後等デイサービス事業所を集めた情報交換会において移動支援事業の周知・登録要請を行う予定であったが、延期となっている。配付予定であった案内チラシを活用して、他福祉サービス事業所への周知・登録要請を検討してまいる。

【松尾会長】

提言書の報告について、質問などあるか。

～なし～

#### 日程第5 その他

##### 【松尾会長】

日程第5その他何かあるか。

～なし～

#### 差別解消支援協議会

日程第1協議事項 差別の実態把握のためのアンケート調査結果の活用について  
(案)

##### 【松尾会長】

日程第1協議事項 差別の実態把握のためのアンケート調査結果の活用について  
(案)について事務局より説明させていただく。

##### 【事務局】

令和2年度実施の実態把握のためのアンケート結果について、運営会議の中で意見を頂戴した。

①検討をしていく。必要であれば運営会議で時間をとりながら、読み込みながら何か提言があるのか、今までのように運営会議の毎回30分しっかり時間をかけて内容によっては部会にかける。

②自由記載を拾っていく。上半期、精査、下半期、提言という形で。1年間かけて行う。計画を立てなければならないかもしれない。

こういったご意見を踏まえ今後のアンケートの活用(案)を作成した。資料9をご覧ください。

差別解消支援地域協議会事務局からの提案として報告をさせていただく。

別紙のとおりとなるが、市民向けの取組、事業者への取組、教育機関への取組、職員への取組、相談事例の蓄積の5つに分けて行うことを考えている。

そのために、それぞれの部会の強みを活かしていただきながら、例えば、相談支援部会は、相談場所についての結果などから、児童部会は、幼稚園、保育所などでの入園拒否の意見などから、地域生活支援部会は、医療機関での診療の拒否の意見などから、就労支援部会は、解雇、退職勧奨の意見などから、社会資源開発・改善部会は、アパート入居の事例の例などから、分析、取組内容をあげていただき、今年度ど

ここまでできるか検討をしていくという方向性を提案させていただき、障がい理由とする差別の解消についてのパンフレット作成など、障がいのある人に対する理解を広げるための取組を考えている。

スケジュールについては、次のページになるが、色付きの箇所となる。

5月から7月部会での検討、8月前半で内容を固め、9月で改善案の検討を行い、10月の全体会で承認をいただき、1月から3月で実施を考えている。

取組みの中で、継続的に行う必要があるなどがある場合、来年度に向けて9月頃意見を頂戴し、10月の全体会で承認をいただこうと考えている。以上のような取組スケジュールを考えているが、意見を頂戴できればと考えている。今年度からの委員の方には、障がいのある人への差別の実態把握のためのアンケート調査結果報告書を配布させていただいている。

また本日、委員に、「心が通うまちづくり条例」の啓発事業として作成した、クリアケースを配布させていただいている。「心が通うまちづくり条例」は、差別解消法の情報の取得・利用やコミュニケーションに関する社会的障壁を除去して、誰もが平等に生活できる社会を目指しており、社会的障壁を除去する面で障害者差別解消法と共通している条例である。デザインは、障がい者マーク、障がい福祉のしおりにも掲載している、12種類のマークを人間の体と対比させた内容となっている。

【松尾会長】

協議1(1)差別の実態把握のためのアンケート調査結果の活用について意見などあるか。

～なし～

日程第2報告事項 (1)事例報告について

【松尾会長】

日程第2報告事項 (1)事例報告について事務局より願います。

【事務局】

それでは令和2年度に障がい者やその家族から相談のあった障がい理由とする差別に関する相談事例について説明する。これ以降の説明の中での差別とは、不当な差別的取扱いと障がいのある人への合理的配慮の不提供のことを言う。

説明に先立ち、まず、令和2年度の差別に関する相談件数の実績を報告する。障がい福祉課に相談があった事例は合計で5件である。内訳としては、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供が1件、合理的配慮の不提供が2件、差別案件とし

なかった案件が1件、現在保留となっている案件が1件の計5件である。相談があった事例5件のうち、本日は2件説明する。

資料中 R2-2ごみの戸口収集が通常より少ないことに対する相談について説明する。この事例は、障がい種別としては身体障がい及び精神障がいの両方ある方、差別の種類は、合理的配慮の不提供。市としての対応は終了しているものである。相談状況及び対応について説明させていただくと、この事例は、令和2年9月に受けた身体及び精神障がいのある方からの相談である。内容は、本人は足が悪く、ごみを収集所まで持っていけないとのことで、職員より戸口収集の案内をし、収集日ペースについて伝えたところ、本人は通常より収集ペースが少ないことを差別として捉えたというケースである。このケースについて、障がい福祉課職員が現場状況の確認及び本人の希望を確認したところ、通常、ごみの戸口収集で燃えないごみは月1回であるが、本人の希望は月2回とのことであった。結果として、月1回の収集日以外に燃えないごみの収集を希望する際は、事前に連絡をもらい週1回の燃えるごみの収集日に同時に収集対応することを伝えたところ、本人は納得し、令和2年9月に終結とした。

資料中 R2-3大学寮の入寮拒否に対する相談について説明させていただく。この事例は、障がい種別としては、身体障がい、差別の種類は、不利益な取扱い及び合理的配慮の不提供。市としての対応は終了しているものである。相談状況及び対応について説明する。この事例は、令和3年1月に受けた身体障がいのある方の家族からの相談である。相談内容は、障がいのある本人が入学予定の大学寮で、障がいを理由に不当に入寮を拒否されたというもので、大学側から配慮も歩み寄りもないとのことであった。経緯としては、本人は車いすを使用しており、入寮希望の旨を事前に大学に伝えていたにも関わらず、入寮の申し込みをしたところ、大学側から「車いす使用者は選考の基準に入らない」等の理由で入寮を拒否されたとのことである。このケースについては、千葉県の習志野健康福祉センターが主導となって対応にあたり、市としても千葉県に状況の確認を取りながら連携していた。3月中旬に本人家族が大学と協議をする際に、市職員も立ち合い、大学側を訪問した。結果として、大学が入寮の申し出を受け入れ、今後も本人が生活を送る上での配慮を行っていくということになり、令和3年4月に市としての対応を終了としている。

以上が、令和2年度に障がい者やその家族から相談のあった障がいを理由とする差別に関する相談事例についての報告となる。

【松尾会長】

事例報告について御意見などあるか。

～なし～

### 第3その他

#### 【松尾会長】

第3その他について、事務局よりお願いしたい。

#### 【事務局】

障害者差別解消法の改正について説明させていただく。別紙11をご覧ください。障害者差別解消法の改正案の概要について報告をさせていただく。別紙、法律案の概要のとおりとなるが、主なところは、2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供の義務化の欄である。事業者による合理的配慮の提供について現行の努力義務から義務化へと改められる。

#### 【松尾会長】

事務局から説明があった報告について、意見や質問はあるか。

～なし～

最後に事務局から連絡等あればお願いしたい。

#### 【事務局】

今後のスケジュールについて、説明する。

第2回全体会は、10月18日(月)午後1時30分より、市役所3階 ABC 会議室で開催を予定している

閉会

#### 【松尾会長】

本日の日程は、以上となる。

以上で、令和3年度第1回習志野市地域共生協議会全体会を閉会する。